

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年12月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2000090 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2000036 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 11 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 38 年 5 月 30 日から同年 11 月 22 日まで

夫 (以下「訂正請求記録の対象者」という。) は、昭和 30 年から平成 2 年まで B 社 (現在は、C 社) の社員として勤務していた。

請求期間については、B 社の卸部門であった D 社 (現在は、E 社) が買収した F 市の A 社に出向していたが、厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る B 社の永年勤続表彰状において、訂正請求記録の対象者は、昭和 30 年から同表彰状が交付された昭和 60 年まで同社に継続して勤務していた旨記載されており、また、訂正請求記録の対象者に係る雇用保険の被保険者記録についても、訂正請求記録の対象者は、請求期間及びその前後の期間において、継続して同社の被保険者であった記録となっている。

一方、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) 及び健康保険厚生年金保険被保険者原票 (以下「被保険者原票」という。) 並びにオンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は昭和 38 年 5 月 30 日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 11 月 22 日に、再度同資格を取得していることが確認できる。また、A 社に係る被保険者原票により、訂正請求記録の対象者は、請求期間中の昭和 38 年 11 月 1 日から同月 21 日までの期間について、請求期間当時に出向していたとする同社の被保険者であったことが確認できることから、本件訂正請求が行われた後、日本年金機構において当該被保険者記録を訂正請求記録の対象者の基礎年金番号に統合する処理が行われている (なお、昭和 38 年 11 月については、既に B 社における厚生年金保険の被保険者期間として保険給付の計算の基礎となる「被保険者期間」に算入されており、今回統合された A 社に係る同保険の被保険者記録は、厚生年金保険法第 19 条第 2 項ただし書により、保険給付の計算の基礎となる「被保

険者期間」に算入されない。)

これらの状況及び請求者の主張内容を踏まえると、訂正請求記録の対象者は、B社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和38年5月30日から、請求期間当時に向向していたとするA社において同資格を取得する昭和38年11月1日までの期間（以下「当該期間」という。）について、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本及びオンライン記録によると、A社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時代表取締役であったことが確認できる者はいずれも死亡している上、C社は、B社の合併時に引き継いだ人事資料の中に訂正請求記録の対象者及び厚生年金保険に関するものはないため、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明であると回答している。

また、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、訂正請求記録の対象者が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和38年11月1日に同保険の適用事業所となっており、当該期間は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間中の昭和38年9月又は同年10月頃に、訂正請求記録の対象者の上司（故人）がA社の責任者として異動してきた旨述べているところ、オンライン記録及びB社に係る被保険者原票によると、当該上司は、昭和38年9月2日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年11月1日に同社において同保険の被保険者資格を取得するまでの期間について、訂正請求記録の対象者と同様、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、A社に係る被保険者原票により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年11月1日に被保険者資格を取得している者は、訂正請求記録の対象者及び上述の上司を含め5人であることが確認できる。しかしながら、請求者は、訂正請求記録の対象者が同社に向向した当初の従業員数について、訂正請求記録の対象者を含め3人であった旨陳述している上、昭和38年6月頃から同社で勤務していたとする同僚も、勤務開始当初の従業員数は3人程度であった旨回答しており、このほかに、当該期間において、A社が厚生年金保険の適用事業所となる要件（当時は、常時5人以上の従業員数）を満たしていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その上、請求者が、訂正請求記録の対象者の同僚として名前を挙げた二人のうち、生存及び所在が確認できた一人のほか、B社に係る被保険者名簿及び被保険者原票により、請求期間において厚生年金保険の被保険者であった者のうち、生存及び所在が確認できた40人、このほかに、A社に係る被保険者原票により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年11月1日に同保険の被保険者資格を取得している者のうち、生存及び所在が確認できた二人（上述の昭和38年6月頃からA社で勤務していたとする同僚を含む。）の計43人に照会し、31人から回答が得られたものの、訂正請求記録の対象者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び具体的な陳述は得られなかった。

なお、請求者及び複数の同僚は、A社について、B社の卸部門であるD社が買収した事業所であると述べていることから、D社に係る被保険者名簿及び被保険者原票を確認したものの、請求期間において、訂正請求記録の対象者の名前は確認できない上、上述の同僚照会においても、請求期間に訂正請求記録の対象者がA社以外の事業所において厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料及び具体的な陳述は得られなかった。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000094号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000037号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(厚生年金保険の適用事業所の名称は、「A事業所B部署」)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年11月1日から昭和60年1月1日まで

昭和59年11月1日から同年12月末までの2か月間、A事業所のC課で臨時職員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間当時の勤務状況に関する具体的な陳述及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は請求期間頃に臨時職員としてA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所は、請求期間に係る資料が残っていないため、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明であると回答している。

また、請求者は、請求期間に、自身と同じく臨時職員として勤務していたとする同僚3人の名前を挙げているところ、このうち一人は姓のみの記憶であり、個人を特定することができない上、他の二人については、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、いずれも請求期間において厚生年金保険の被保険者であった記録がない。

さらに、上記同僚二人に照会し回答が得られたところ、いずれも「請求期間当時、請求者と同様、A事業所のC課に2か月間の臨時職員として勤務した。」と回答しているものの、このうち一人は、「臨時職員については、雇用期間の3か月目から厚生年金保険の加入対象になると説明を受けていた。厚生年金保険料の控除については覚えていない。」と陳述し、他の一人は、厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について記憶していない。

加えて、オンライン記録及び当該事業所に係る被保険者原票により、請求期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、被保険者期間が6か月以内の女性であり、生存及び所在が確認できた21人に照会し、8人から回答が得られたものの、いずれの者からも請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

その上、請求期間において当該事業所に係る被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い上、請求者は、

請求期間において雇用保険の被保険者記録も確認できない。

なお、請求者は、請求期間について、当初から昭和 59 年 11 月から同年 12 月までの 2 か月間の雇用契約であり、採用時に交付された書面により、雇用契約期間や雇用条件の内容を確認したとしているが、厚生年金保険法第 12 条において、臨時に使用される者であって、二月以内の期間を定めて使用される者は厚生年金保険の被保険者としなない旨が規定されている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000097号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000038号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月1日から同年8月1日まで

請求期間について、C市にあったA社で正社員として勤務し、D職及びE職をしていたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表及び同僚の陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、請求期間中にA社(以下「当該事業所」という。)に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求者の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できず、当該事業所を承継したB社及び請求期間当時の事業主は、いずれも当時の資料がなく、請求者が勤務していたか不明である旨回答している上、上記の預金取引明細表において確認できる当該事業所からの入金額は一定ではなく、当該入金額からは給与総支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することはできないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除の有無について確認することができない。

また、請求者は、当該事業所において一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していない上、オンライン記録により、請求期間中に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた43人に照会し29人から回答を得られたものの、このうち唯一請求者を覚えているとする者は、請求者の勤務期間については分からない旨陳述している。

さらに、請求者は、最初の3か月は試用期間だと聞かされた記憶があるとしているところ、回答を得られた上記29人のうち、請求期間当時にD職をしており、かつ、自身の試用期間について明確に記憶しているとする二人は、いずれも「私は当該事業所に入社してから3か月程度試用期間があった。試用期間中は厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している上、オンライン記録によると、当該同僚二人は、自身が記憶する入社時期から2か月半以上経過した後、当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、請求期間当時、必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、請求期間中に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、オンライン記録により、請求者は請求期間について、請求者の父親が加入する健康保険の被扶養者となっていたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。